

川根本町長
様

消費者問題ネットワークしずおか
代表 色川 卓男

消費者行政の充実に関する要望書

平成 21 年度から様々な施策において、交付金を活用してきたことと思います。しかし、交付金も来年度で終了します。その後は、各自治体の自己財源で消費者行政に取り組まなければなりません。交付金がない状況の中でも、消費者行政を衰退させることなく、消費者行政の推進に取り組んで頂くことを要望いたします。

また、消費者行政をより推進させるには、各地域で消費者行政の現状を把握し、客観的に見直す必要があると考えます。そこで、川根本町の消費者行政の充実に向けて、以下の点をご参考にしていただけたら幸いです。

1. 相談窓口の開設を要望いたします。

川根本町は山間部であるため、近隣との共同運営が困難であると考えられます。そのため、独自の相談窓口を開設し、町民が一定レベルの消費生活相談を受けられる体制を整える必要があります。

また、相談窓口を開設するに当たり、相談員が必要になります。しかし、専任の相談員を配属できない可能性もあります。その場合は、行政職員が資格を取得する等レベルアップを図ることで、様々な相談に対応できる体制が整えられると考えられます。ぜひ消費生活相談体制の整備に向けて、前向きに取り組んでいただけることを要望いたします。

2. 消費生活講座の充実を要望いたします。

多くの消費者に消費者問題に対する関心を高めてもらうためには、まず、講座の内容も充実させる必要があると考えます。そのために、講座の種類を増やすことで、消費者の消費者問題に対する視野を広くさせる講座の開催が重要です。さらなる消費生活講座の充実を要望いたします。

3. 消費者団体の創設を要望いたします。

消費者団体が必要であるのは、個として消費者の力には限界があり、消費者自らが事業者と対峙していくためには、集団としての消費者力を高める必要があったからだと聞き及んでおります。そのため、消費者団体を創設し、消費者の自立支援を進めていただきたいと思います。

ちなみに行政が消費者団体の育成を担う理由は、消費者基本法にその根拠があります。消費者基本法第 26 条において、消費者団体の自主的な活動の促進が定められております。消費者保護基本法には類似した条文があるように、国の消費者行政体制が確立した当時から、消費者団体の育成は、消費者の自立支援の一つであり、行政の責務であるといえます。これを理解した上で、消費者団体の育成に取り組んでいただけたら幸いです。